第2編 設備別編 第9章 水管理制御システム 第1節 直接測定による出来形管理 第2節 品質管理

第1節 直接測定による出来形管理

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管钾	1 情報処理 設備			汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
水管理制御システム(製作)	 (1) データ処理装置 (2) 表示記録端末装置 (3) サーバ装置 (4)補助記憶装置 (5) プリンタ (6)時計装置 	銘板記入事項		承諾図書の型式と一致していること。
	(7)入出力処 理装置	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		構造		承諾図書に示された形式、保護構造であること。
		寸 法		寸法は JEM1459 の盤寸法の許容差及び直角度の 公差以内であること。
		材質及び板厚		承諾図書に示された材質・板厚であること。
		取付器具		承諾図書に示された規格の器具が所定の位置に 適切な方法により固定されていること。
		配線		承諾図書のとおり配線されているとともに接続 部において断線、接触不良、接続の外れ等が生じ ていないこと。
		銘板記入事項		承諾図書と一致していること。
	2 監視操作 設備 (1)操作卓 (2)監視盤 (グラパミーツ 及フィンション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション・ション	外観構造		1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 1 (1) データ処理装置に準ずる。

	摘要	
ト観を目視により確認する。	[管理におりる共通事項]	
の用語及び文字記入内容を目視により確認する。 を目視により確認する。 、保護構造を目視により確認する。 寸法をスケール、直角度を直角定規等により測定する。 ・ 板厚が所定のものであることを確認する。 、 材質についてはミルシートで確認する。 器具の規格及び取付状態を目視、場合によりスケールにより確認する。 状態を目視により確認する。 の用語及び文字記入内容を目視により確認する。 7) 入出力処理装置に準ずる。 グラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。		
	1 機器(数 置)の確認	
	及び試り	
	は、全数 施するも	
	とする。	
	2 機器の	
	理項目は、	
	標準的な 造のもの	
- 観を目視により確認する	対象に設定	
	しているの	
ジ式、保護構造を目視により確認する。	で、管理 [*] きない項	
ト形寸法をスケール、直角度を直角定規等により測定する。	がある場っ は別途協調	
打質・板厚が所定のものであることを確認する。	するもの。	
	する。	
X内		
己線状態を目視により確認する。		
名板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。		
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 ミュグラフィックパネルにのいては、様告及び終生記入東西は除く		
L (7) 入出力処理装置に準ずる。 ミニグラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。		
ミニグラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。		
ミニグラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。		
ミニグラフィックパネルについては、構造及び銘板記入事項は除く。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム(製作)	3 情報伝送 設備 (1)テレメー タレメーテ・レンでターテレール アレールを選(TM・TC 装置) (2)入出置 (3)機置 (3)機置 (4)対装置 (4)対装置 (5)孫局装置	外観構造		1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(6) データ転送装置 (7) 設定値制御装置 (8) スイッチングハブ (9) ルータ (10) メディアコンバータ	外観構造		1 (1) データ処理装置に準ずる。
	4 アンドランス を	外観構造		3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。

	判	定	D	方	法	摘	要
1(7)入出力処理装置ユニット形構造の場合は			除く。				
1(1)データ処理装置	に準ずる。					_	
3(1)TM及びTM·TC装	長置に準ずる	3 .					

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理	(3) サイレン 装置	,		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
制御	(サイレン 制御盤)	寸 法		寸法は JEM1459 の盤寸法の許容差以内であること。
水管理制御システム	(4) 拡声装置 (音声増幅 器)	銘板記入事項		承諾図書と一致していること。
(製作)	5 無線設備 (1)無線装置 (2)移動無線 装置	外観構造		1 (1) データ処理装置に準ずる。
	(3) 無線中継 装置	外観構造		1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	6 CCTV 設備 (1) CCTV 装置 (2) 操作器 (3) カメラ制 御装置	外観構造		1 (7) 入出力処理装置に準ずる。
	(4) カメラ装 置	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりであること。
		構造		承諾図書に示された保護構造であること。
		外形寸法		外形寸法は JIS B 0405 の V (極粗級) の寸法許容差以内であること。
		材質		承諾図書に示された材質であること。
		銘板記入事項		承諾図書と一致していること。
	7 電源設備 (1)直流電源 装置 [DC12V 及び 24V]	外観構造		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 3 直流電源装置に基づき実施する。
	8 計測設備 (1)フロート	外観		汚れ、変形、損傷等がなく良好な仕上がりである こと。
	式水位計 (ポテンショ式)	構 造		承諾図書に示された形式、保護構造であること。
	(2) フロート 式水位計	外形寸法		外形寸法が製造者規定値以内であること。
	(シンクロ式) (3) フロート	材質		承諾図書に示された材質であること。
	式水位計 デジ外式	銘板記入事項		承諾図書と型式等が一致していること。

判定の方法	摘要
外観を目視により確認する。	
外形寸法をスケールにより測定する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (7) 入出力処理装置に準ずる。 操作器については、構造、寸法、材質及び板厚、取付器具、配線は除く。	
外観を目視により確認する。	
目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。	
外形寸法をスケールにより測定する。 なお、ドーム型は除く。	
材質が所定のものであることを確認する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	
外観を目視により確認する。	計測機器の確 認は製造者の
形式は目視、保護構造は目視及び製造者の試験成績書等により保護構造を確認する。なお、雨量・雨雪量計は除く。	試験成績書に よることがで
外形寸法をスケールにより測定する。	きる。
外形寸法をスケールにより測定する。	
銘板の用語及び文字記入内容を目視により確認する。	

	機器名	項	目	規格値 (mm)	判	定	基	準
水管理制御システム(製作)	(4) 式が(62 では、10) (4) 式が(62 では、10) (5) 位半) 位が(7) 位動) 位が(10) 位が(13) 流開(14) 下計型がでは、10) では、13) 流開(14) 下計型ができます。 (15) 下間では、15) 下間では、15) 下間では、15) では、15) で							

判	定	Ø	方	法	摘	要

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム (据付)	1 情報処理 設備 (1)データ処 理装置 (2)表示記録 端末装置 (3)サーバ装 置 (4)補助記憶 装置 (5)プリンタ	据付状態 外観状態		1 承諾図書に示す構造及び方法により所定の 位置に据付けられていること。 2 据付水平度等が許容値以内であること。 3 汎用デスクに設置される装置は耐震バンド で固定されていること。 1 変形、損傷していないこと。 2 取付器具及び収納機器が破損又は外れてい ないこと。 3 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混 触が生じていないこと。 4 異物が混入していないこと。 5 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	(6)入出力処 理装置 (7)時計装置	据付状態		 承諾図書に示す構造及び方法により所定の 位置に据付けられていること。 据付水平度等が許容値以内であること。 アンカーボルト等で堅固に固定されている こと。 アンカーボルトねじ部の先端が、ナットの上 面からねじ山が2~3山以上(目安)確保され ていること。
		外観状態		1 変形、損傷していないこと。 2 取付器具及び収納機器が破損又は外れていないこと。 3 配線接続部に断線、接触不良、接続外れ、混触が生じていないこと。 4 異物が混入していないこと。 5 塗装のはがれ、汚れ、変色等がないこと。
	2 監視操作 設備 (1)操作卓 (2)監視盤 (グラパネニック スクマション・ ション・ (3)警報表示 盤	外観状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(4)大型表示 装置 (5)監視操作 端末装置	据付外観		1 (1) データ処理装置に準ずる。

判定の方法	摘 要
据付状態を目視、スケール、水平器(水準器)等により確認する。	
外観状態を目視により確認する。	
据付状態を目視、スケール、水平器(水準器)、下げ振り等により確認する。	_
	時計装置は壁掛形に適用し、タイムサーバなどラック実
外観状態を目視により確認する。	装品は除く。
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。	
1 (1) データ処理装置に準ずる。	

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管	3 情報伝送 設備	据付外観		
理制御	(1) テレメー タ及びテ	据付状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
水管理制御システム(据付)	レメー タ・テレコ ントロー ル装置 (TM及びTM・ TC 装置) (2)入出力中 継装置 (3)機側伝送 装置 (4)対孫局中	外観状態		1(6)入出力処理装置に準ずる。
	(4) 对採用中 継装置 (5) 孫局装置			
	4 雨水テレメ 一夕及び放流	据付外観		
	警報 (河川管理用)	据付状態		3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
	(1) メ置テ親の観のでは、	外観状態		3 (1) TM 及びTM・TC 装置に準ずる。

判定の方法	摘	要
M・TC 装置などに無線装置、データ転送装置、設定値制御装置、スイッチングハブ、ルータ、 メディアコンバータを実装した場合は、実装された装置で確認する。		
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
「所水テレメータ装置、放流警報装置に無線装置を実装した場合は、実装された装置で確認する。		
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。		
B (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム	(5)集音マイ ク (6)回転灯			
御シス	5 無線設備 (1)移動無線	据付状態		承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置 に据付られていること。
ヘテム	装置	外観状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
(据付)	(2)無線中継 装置	据付状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
		外観状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(3) 空中線装 置	据付状態		承諾図書に示す構造及び方法により所定の位置 (高さ、方向)に据付られていること。
		外観状態		1 変形、損傷していないこと。 2 配線接続部に断線、接触不良、接続外れが生 じていないこと。
	6 CCTV 設備 (1)CCTV 装置	据付状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	(2) カメラ制 御装置 (3) カメラ装 置	外観状態		1 (6) 入出力処理装置に準ずる。
	7 電源設備 (1) UPS 電源	据付状態		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 3 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実
	装置 (汎用品)	外観状態		施する。
	(2) 耐雷トラ ンス	据付状態		7 (1) UPS 電源装置(汎用品)に準ずる。
		外観状態		7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。
		配線状態		原則として一次側電源線と二次側電源線は離し て配線する。
	(3) 直流電源 装置	据付状態		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 3 直流電源装置及び UPS 電源装置に基づき実
	[DC12V 及び 24V]	外観状態		施する。
	(4) 太陽電池 電源装置	据付状態		7(2)耐雷トランスに準ずる。
		外観状態		7(2)耐雷トランスに準ずる。

1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。	判定の方法	摘	要
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。			
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置(汎用品)に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置(汎用品)に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。	据付状態を目視、スケールにより確認する。		
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
る。 外観状態を目視で確認する。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	取付状態を目視、位置(高さ・方向)を緯度経度測定器、方位測定器、スケールにより確認する。		
1 (6) 入出力処理装置に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	外観状態を目視で確認する。		
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	1 (6) 入出力処理装置に準ずる。		
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。			
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。			
7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。 入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。			
入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。 7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。		
7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	7 (1) UPS 電源装置 (汎用品) に準ずる。		
	入出力ケーブル、アース線の配線方法を目視により確認する。		
7 (2) 耐雷トランスに準ずる。	7(2)耐雷トランスに準ずる。		
	7 (2) 耐雷トランスに準ずる。		

	機器名	項	目	規格値 (mm)			判	定	基	準	į
水	8 計測設備	据付状態	aak		1	(6)	入出力	処理装置	に準ず	[*] る。	
官押	(1) フロート					, ,					
水管理制御システム	式水位計	外観状態	Ř		1	(6)	入出力	処理装置	に準す	* る。	
御	(ポテンショ式)										
ンス	(2) フロート										
テ	式水位計										
ム	(シンクロ式)										
됉	(3) フロート										
(据付)	式水位計										
	(デジタル式)										
	(4) フロート										
	式水位計										
	(水研62型)										
	(5) 圧力式水										
	位計										
	(半導体式)										
	(6) 圧力式水										
	位計										
	(セラミック式)										
	(7)圧力式水										
	位計										
	(差動トランス式)										
	(8)圧力式水										
	位計										
	(水晶式)										
	(9) 超音波式										
	水位計										
	(10) 電波式水										
	位計										
	(11) 電磁式流										
	量計										
	(12) 超音波式										
	流量計										
	(管路用)										
	(13) 超音波式										
	流量計										
	(開渠用)										
	(14) 圧力計										
	(15) 雨量及び										
	雨雪量計										
	I HA II III										
	1										

		判	定	D	方	法		摘	要
1	1(6)入出力処理装置に	準ずる。							
1	1(6)入出力処理装置に	二準ずる。							

第2節 品質管理

1 機器及び部品管理

水管理制御システムに用いる機器・部品等の試験方法は次のとおりとする。

小官理刑御ングラムに用いる機器・	1000 4.00 000 1748	1000 C 40 7 C 7 Do	
機器名	規格	適用基準	判 定 基 準
FA パソコン			構成品確認、外観確認、動作試験など製造者の標準試験項目また、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、信頼性試験も成績書で証明してもらうことが望ましい。
PLC			外観確認、機能試験など製造者の標準試験項目 なお、電源ユニットは絶縁抵抗 試験、耐電圧試験も項目とする。
時計装置			小観確認、電気的特性試験、性 能試験など製造者の標準試験 項目
設定値制御装置			性能試験など製造者の標準試 験項目
その他の機器			製造者の標準試験項目

(参考) 規格値	適用基準	摘 要	
製造者の試験結果に基づく試験			
成績書等で確認する。			
なお、汎用品等で当該機器の試験成			
績書の発行を受けれない場合は、受			
注者の品質試験で対応することと			
する。			

2 塗装管理

水管理制御システムで製作する機器(装置)の塗装管理は次のとおりとする。 なお、汎用品に類する機器(装置)は製造者の塗装管理による。

なる、汎用品に類す。	つ機者	・ (表里) は	製造者の塗装管理による。	
機器(装置)名		項目	判定基準	判定の方法
1 情報処理設備	外	観	塗むら、ふくれ等がなく	塗むら、ふくれ等がなく承諾図書に示す
(1)入出力処理装置			承諾図書に示す塗装色と	塗装色と一致していることを目視、色見
2 監視操作設備			一致していること。	本により確認する。
(1)操作卓	膜	厚	承諾図書に示す塗装膜厚	盤の外面、内面の前面・背面・側面・天
(2) 監視盤 (グラフ			以上であること。	井面、底面の塗装膜厚を膜厚計で測定
ィクパネル及び				し、承諾図書に示す塗装膜厚以上である
ミニグラフィク				ことを確認する。
パネル)				
(3) 警報表示盤				
3 情報伝送設備				
(1) テレメータ及び				
テレメータ・テレ				
コントロール装置				
(TM 及び TM・TC 装				
置)				
(2)入出力中継装置				
(3)機側伝送装置				
(4) 対孫局中継装置				
(5) 孫局装置				
4 雨水テレメータ				
及び放流警報設備				
(1) テレメータ監 相 R # 第				
視局装置(8)これのお押				
(2) テレメータ観				
測局装置				
(3) 放流警報制御				
監視局装置				
(4) 警報局装置				
(5)サイレン制御盤				
5 無線設備				
(1)無線中継装置				
6 CCTV 設備				
(1)CCTV 装置				
(2)カメラ制御装置				
7 電源設備				
(1) 直流電源装置				

⁽注) 塗装管理をする機器 (装置) は代表的なものを記載しているため、本表に記載がないものは類似品から 判断するものとする。また、汎用品に類する機器 (装置) も同様とする。

3 機能管理

水管理制 1 情報処理 電気的特性試験 (1) データ処理装置 ア電源電圧変動試験 (2) 表示記録端末装置 イ消費電流 承諾図書に示された定格値以下測定 (3) サーバ装置 単体試験 (4) 補助記憶装置 電気的特性試験 (4) 補助記憶装置 電気的特性試験	
(4) 補助記憶 電気的特性試験 大部図書に示された仕様で正常 (4) 補助記憶 電気的特性試験 大部図書に示された仕様で正常 (4) 補助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 (4) 和能能能能能能能能能能能	
(4) 補助記憶 電気的特性試験 大部図書に示された仕様で正常 (4) 補助記憶 電気的特性試験 大部図書に示された仕様で正常 (4) 補助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 電気的特性試験 (4) 和助記憶 (4) 和能能能能能能能能能能能	であること。
ム (3) サーバ装置 関作 単体試験 機能試験 承諾図書に示された仕様で正常 (4) 補助記憶装置 職	
(4)補助記憶 電気的特性試 装置 験	
装置	に動作すること。
電源電圧変 定格電圧の±10%で正常に動作 動試験	きすること。
単体試験	
機能試験承諾図書に示されたデータの書常に行えること。	込み・読出しが正
(5) 入出力処 電気的特性試 理装置 験	
ア 絶縁抵抗 測定値が 10MΩ以上であること。 試験	0
イ電源電圧 定格電圧の±10%で正常に動作 変動試験	すること。
ウ 消費電流 承諾図書に示された定格値以下 測定	であること。
エ 耐電圧試JEM1460 による。(印加部分に)験印加しても異常がないこと。)	試験電圧を1分間
単体試験	
機能試験 承諾図書に示された装置間できること。	データの入出力が
(6) プリンタ 電気的特性試 1 (1) データ処理装置に準ず 験	[*] රිං
単体試験	
機能試験 承諾図書に示された仕様で正常	に印字すること。
(7)時計装置 電気的特性試験 1 (1)データ処理装置に準ず	* 3。
単体試験	

判 定 の 方 法	摘 要
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	[確認におりる共通事項]
定常状態において消費電流を測定する。	1 機器(装置) の確認 及び試験 は、全数集
装置を起動し、機器仕様と動作状態を確認する。また、装置の停止操作を行いシャットダウンできることを確認する。(ソフトウェア機能確認は総合組合せ試験)	施するもの とする。 2 機器の確 認項目は、 標準的な棒
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	造のものを 対象に設定 しているの で、確認で
データ処理装置と組合せて書込み・読出し動作を確認する。	きない項目がある場合は別途協議するものと
室体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	する。 ※単体試験と
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	は装置単体 で行う試験 である。
定常状態において消費電流を測定する。 電源回路と大地間の絶縁耐力を確認する。	(0) 00
IM・TC 親局装置・データ処理装置・操作卓・監視盤等とのデータ入出力処理、雨水 TM 装置・ 放流警報装置・時計装置からのデータ入力処理、監視盤・警報盤へのデータ出力処理を確認する。(情報処理設備、監視操作設備との機能組合せ試験) 1 (1) データ処理装置に準ずる。	
機能組合せ試験により確認する。(データ処理装置等との組合せ) 1 (1) データ処理装置に準ずる。	
1 (1) /2次型主次国に平りる。	

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管		機能試験		承諾図書に示された時刻修正、時刻精度、停電補 償が行えること。
水管理制御システム	2 監視操作 設備 (1) 操作卓	電気的特性試験 単体試験		1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		機能試験		承諾図書に示された操作・制御、表示、異常処理 が行えること。
(製作)	(2)監視盤 (グラフィ	電気的特性試 験		1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
	ックパネ ル及びミ	単体試験		
	ニグラフ イックパ ネル)	機能試験		承諾図書に示された表示が行えること。
	(3) 大型表示 装置	電気的特性試 験 単体試験		1 (1) データ処理装置に準ずる。
		機能試験		承諾図書に示された表示が行えること。
	(4) 警報表示 盤	電気的特性試験		1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		機能試験		承諾図書に示された表示、異常警報が行えること。
	(5)監視操作 端末装置	験		1 (1) データ処理装置に準ずる。
		単体試験		1 (1) ~ 7 hmmHPP) = WE LEY
	2 桂却仁义	機能試験		1 (1) データ処理装置に準ずる。
	3 情報伝送 設備(1) テレメータレンび メテロタ・テロタンル装置 (TM 及び TM・TC 装置)	験、電源電 圧 変 動 試 験、消費電		1(5)入出力処理装置に準ずる。

判 定 の 方 法	摘	要
製造者の試験成績書により時刻修正、時刻精度、停電補償を確認する。		
1(5)入出力処理装置に準ずる。		
機能組合せ試験により操作卓の操作・制御、表示、異常処理などの機能を確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)	_	
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	_	
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)		
1 (1) データ処理装置に準ずる。	_	
機能組合せ試験により確認する。 (大型表示装置を制御する装置と組合せ、疑似データで表示を確認) 1 (5) 入出力処理装置に準ずる。	_	
1 (3) 八山川火型主義国(二字 9 る)。		
機能組合せ試験により確認する。 (情報伝送設備としてシステム構成する装置の組合せ試験)		
1 (1) データ処理装置に準ずる。		
1 (1) データ処理装置に準ずる。		
1(5)入出力処理装置に準ずる。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管		テレメータ精 度試験		承諾図書に示された規格値以内であること。
理制御		レベル試験		承諾図書に示された規格値以内であること。
水管理制御システム		単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
製作)	(2) データ転送装置	電気的特性試 験		3 (1) TM 及びTM・TC 装置に準ずる。
		単体試験		
		機能試験		承諾図書で示された信号のデータ転送が行える こと。
•	(3)入出力中 継装置	電気的特性試 験		3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
		単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された信号の中継(受渡し)が行えること。
•	(4)機側伝送 装置	電気的特性試 験		1 (5) 入出力処理装置に準ずる。
		単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された信号のデータ伝送が行えること。
	(5) 対孫局中 継装置	電気的特性試 験		3 (3) 入出力中継装置に準ずる。
		単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された信号の中継 (受渡し) が行えること。
	(6)孫局装置	電気的特性試験		3 (3) 入出力中継装置に準ずる。
		単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された信号の中継 (受渡し) が行えること。
	(7)設定値制 御装置	単体試験		
		機能試験		承諾図書に示された設定値制御が行えること。

判定の方法	摘	要
アナログの入出力 A/D 変換値と直線性を測定し、規格値以内であることを確認する。		
送信レベル及び受信レベルが規格値を確保できることを確認する。		
TM・TC 親局装置と TM・TC 子局装置間で局呼出、操作・制御、監視、外部出力、通信異常などを管理項目表で確認する。(情報伝送設備としてシステムを構成する装置の組合せ試験)		
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。 なお、絶縁抵抗試験、耐電圧試験及びテレメータ精度試験は除く。		
他装置からの入出力データを通信相手のデータ転送装置とデータ転送が行われることを確認 する。		
3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。 なお、テレメータ精度試験及びレベル試験は除く。		
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号をTM 子局装置、TC 子局装置から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)できることを確認する。		
1 (5) 入出力処理装置に準ずる。		
機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を入出力処理装置、入出力処理装置 から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤にデータ伝送できることを確認する。		
3 (3) 入出力中継装置に準ずる。		
及民社署から 7 力された比能信息・計測信息な TM ス民社署 TV ス民社署から出力された場体		
孫局装置から入力された状態信号・計測信号をTM子局装置、TC子局装置から出力された操作信号・設定値信号を孫局装置に中継(受渡し)できることを確認する。 3(3)入出力中継装置に準ずる。		
信号・設定値信号を孫局装置に中継(受渡し)できることを確認する。		
信号・設定値信号を孫局装置に中継(受渡し)できることを確認する。 3 (3) 入出力中継装置に準ずる。 機側操作盤、計測装置から入力された状態信号・計測信号を対孫局中継装置、対孫局中継装置から出力された操作信号・設定値信号を機側操作盤、設定値制御装置に中継(受渡し)できる		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管	(8) スイッチ ングハブ	単体試験		
水管理制御システ	(9) ルータ	機能試験		承諾図書に示されたネットワーク通信が行える こと。
システ	(10) メディア コンバー	単体試験		
ム (製作)	タ	機能試験		承諾図書に示された光通信が行えること。
作	4 雨水テレ メータ及び 放流警報設	電気的特性試験		3 (1) TM 及び TM・TC 装置に準ずる。
	備 (河川管理用)	単体試験		
	(1) 雨水テレ メータ装置 ア テレメ ータ監視	機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	局装置 イ テレメ ータ観測 局装置			
	(2) 放流警報 装置	電気的特性試 験		4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
	ア 放流警報制御監	単体試験		
	視局装置 イ 警報局 装置	機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) サイレン 装置	電気的特性試 験		4 (2) 放流警報装置に準ずる。
	サイレン 制御盤	単体試験		
		動作試験		承諾図書に示す警報局でのサイレン制御が行えること。
	サイレン	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(4) 拡声装置 音声増幅	電気的特性試 験		4 (2) 放流警報装置に準ずる。
	器	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	ホーンス ピーカ	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(5) 集音マイ ク	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。

判 定 の 方 法	摘	要
機能組合せ試験により確認する。		
機能組合せ試験により確認する。		
3 (1) TM及びTM・TC装置に準ずる。 なお、テレメータ精度試験及びレベル試験を除き、信号 (パルス、デジタルなど) 入力確認を 追加する。		
監視制御装置から観測装置を呼出し、データ収集、印字、操作・表示、外部出力機能を確認する。(テレメータ観測システムを構成する装置の組合せ試験)		
4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号 (パルス、デジタルなど) 入力確認を除く。		
制御監視局装置で監視局装置の警報制御・監視機能を確認する。また、警報局装置の手動による警報制御・監視機能も確認する。 (放流警報システムを構成する装置の組合せ試験)		
4 (2) 放流警報装置に準ずる。 なお、消費電流測定は除く。		
警報局装置からの制御又は制御盤での操作によるサイレン動作、制御盤でのサイレン動作の表示及び保護、警報局装置へのサイレン状態の出力を確認する。 製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。		
4 (2) 放流警報装置に準ずる。	ł	
4 (2) 放流警報装置に準ずる。 製造者の試験成績書により出力、周波数特性、信号対雑音比、操作・表示機能を確認する。 製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判	定	基	準
水管	(6)回転灯	単体試験		承諾図書に示された仕			ていること。
水管理制御システム	5 無線設備 (1)無線装置	電気的特性試 験		1 (1) データタ	<u></u>	に準ずる) _o
システ		単体試験					
ム(製作)		送信特性試験	ウ 周波数許3 70MHz 400MHz エ 最大周波数 70MHz 400MHz オ スプリア 70MHz 1 mW 以 力より 400MHz 2.5 μ W	数 で指定された周波 容偏差 ± 5×10 ⁻⁶ 以内 ± 3×10 ⁻⁶ 以内 数偏移 ± 5 kHz 以内 ±2.5kHz 以内	Yの場	こと。なお、製造者内であ	
	(2) 移動無線 装置	験 単体試験		表現在♥クが配置値♥			- C o
	₩.	送信特性試 験 一 受信特性試 験	イ 送信周波教 設計図書 ウ 周波数許? 150MHz エ 最大周波教 オ スプリア?	で指定された周波数 容偏差 ±10×10 ⁻⁶ 以内 数偏移 ±5kHzり	以内 と 80dB	こと。 なお、 製造者 内であ	の範囲内である その他の項目は の規格値の範囲 ること。 こと。

判定の方法	摘	要
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、性能を確認する。		
1 (1) データ処理装置に準ずる。		
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。		
ア・送信出力		
イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差		
工 最大周波数偏移		
オ スプリアス発射強度 カ 標準変調入力レベル		
キ 送信機入力レベル		
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。		
ア 局部発振周波数許容偏差 イ 受信感度		
ウスケルチ感度		
エ スプリアス感度 オ 受信入力電圧、S/N 比		
カー受信機出力レベル		
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。		
ア 送信出力 イ 送信周波数		
ウ 周波数許容偏差		
エ 最大周波数偏移 オ スプリアス発射強度		
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
製造者の試験成績書により次の項目の試験結果を確認する。		
ア 局部発振周波数許容偏差 イ 受信感度		
ウ スプリアス感度		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム	(3) 無線中継 装置	電気的特性試験 単体試験		4(1)雨水テレメータ装置に準ずる。
制御シ				
ンステ		機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
ム (製作)	(4) 空中線装 置	構造及び性能		承諾図書に示された仕様を満足していること。
作	6 CCTV 設備 (1)CCTV 装置	電気的特性試 験		4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。
	(2) 操作器	単体試験		
		映像分配部 及び文字発 生部 映像出力 レベル	VBS1. 0V (p-p) ±10%/75 Ω	規格値の許容範囲内であること。
		文字内容		承諾図書に示された文字が画面上に表示される こと。
		制御部・操 作器 動作試験		承諾図書に示された動作が行えること。
		モニタ (LCD) 映像		モニタにカメラ映像が正常に表示されること。
		機能試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) カメラ制 御装置	電気的特性試 験		6 (1) CCTV 装置に準ずる。
		単体試験		
		光送信部		承諾図書に示された規格値以内であること。
		カメラ制御部		承諾図書に示された動作が行えること。
		ローカル 動作		
		遠隔操作		承諾図書に示された動作が行えること。
	(4) カメラ装 置	電気的特性試 験		6 (1) CCTV 装置に準ずる。
		単体試験		

判定の方法	捨	要
4 (1) 雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号 (パルス、デジタルなど) 入力確認を除く。		
監視制御局から中継装置に中継起動/停止、送信機の手動・自動切換、状態監視を確認する。(デ	テ	
ノメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ試験) 製造者の試験成績書により外観構造、指定周波数、空中線利得、インピーダンス、空中線指F 特性、定在波比を確認する。	向	
4(1)雨水テレメータ装置に準ずる。 なお、信号(パルス、デジタルなど)入力確認を除く。また、操作器も除く。		
央像入力信号に対し映像出力信号が許容範囲内にあることを測定器にて確認する。		
デエ [.)ァ キニント フ セマ)ァ 田 ヴ ぶ ハ 、ァ し ナ かきひ ト フ		
画面上に表示される文字に異常がないことを確認する。 操作器のブラウザ画面又は操作パネルからのカメラ選択・制御操作を確認する。		
カメラ選択・制御操作を行い、モニタでカメラ映像を確認する。		
CTV 設備を構成する機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム(望遠/広角)、ファーカス(遠/近)、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光器制御、負音の動作を確認する。 6 (1) CCTV 装置に準ずる。		
7 (1) (001) 双色(中) (2)	_	
光パワーメータで光受信レベルを測定し確認する。		
ピパワーメータで光受信レベルを測定し確認する。 操作パネルよりカメラ操作を行い確認する。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管理制御システム(製作)		カ(平映べ低度旋(度度ッ能カび部メ定解像ル被)回旋、、ト、スレラ格像出及写 装置回回り御ォ整ン、度力び体 置回回り御オ整ン水、レ最照 角速セ機一及ズ		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	7 電源設備 (1) UPS 電源 装置 (汎用品)	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(2) 耐雷トラ ンス	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(3) 直流電源 装置 [DC12 及び 24V]	単体試験		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 3 直流電源装置に基づき実施する。
	(4) 太陽電池 電源装置	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	(5)蓄電池	単体試験		承諾図書に示された仕様を満足していること。
	8 計測設備 (1)フロート 式水位計	機構動作試験電気的特性試		プーリ及び指示・記録部等の機構動作がスムーズであること。
	ぱ テンショ式) (2) フロート 式水位計	験 絶縁抵抗試 験		測定値が3MΩ以上であること。
	(ジンクロ式) (3) フロート	電源電圧変動試験		定格電圧の±10%で正常に動作すること。
	式水位計 デジタル式) (4) スロート	消費電流測定		承諾図書に示された定格値以下であること。
	(4) フロート 式水位計 (水研62型)	単体試験		7 SHOTS STORY OF STORY
	(水)(102至)	精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。

判定の方法	摘要
カメラ、レンズ(電動ズーム)、カメラケース及び旋回装置にかかる次の項目について、製造者の試験成績書により確認する。 ア カメラの方式、撮像方式、解像度、映像出力レベル及び最低被写体照度 イ ズーム(望遠/広角)、フォーカス(遠/近)及びアイリス動作 ウ ワイパ動作、ヒータ動作及びデフロスタ動作 エ 旋回角度、旋回速度及びプリセット動作	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性、動作を確認する。	
製造者の試験成績書により外観構造、電気的特性を確認する。 リップル含有率、雑音電圧を確認項目に含めるものとする。	_
製造者の試験成績書により寸法、外観、電気的特性を確認する。	
製造者の試験成績書により構造、寸法、外観、開放電圧、容量試験を確認する。	
プーリ、指示・記録部等の機構動作を確認する。	計測機器の確認は、製造者で 認は、製造者で 試験成績書によることが
筐体と電源端子間の絶縁抵抗を絶縁抵抗計で確認する。	- きる。 - きる。
入力電源の電圧を変動させ正常に動作することを確認する。	DC 電源の装 については
定常状態において消費電流を確認する。	- 造者の規格 圧範囲で正 - に動作する と。
	1

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管		警報動作試 験		入力値が設定した上下限値に達したとき正しく 動作すること。
水管理制御システム	(5) 圧力式水 位計	電気的特性試験		8(1)フロート式水位計に準ずる。
ステム	(4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4)	単体試験		
(製作)	位計 (セラミック式) (7) 圧力式水 位計 (差動トランス式)	精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(8) 圧力式水 位計 (水晶式)			
	(9) 超音波式 水位計	電気的特性試験 単体試験		8(1)フロート式水位計に準ずる。
		精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(10) 電波式水 位計	電気的特性試験		8(1)フロート式水位計に準ずる。
		単体試験		
		精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(11) 電磁式流 量計	電気的特性試験		8 (1) フロート式水位計に準ずる。
		耐圧試験		製造者基準による。
		単体試験		
		精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(12) 超音波式 流量計	電気的特性試 験		8 (1) フロート式水位計に準ずる。
	(管路用) (13)超音波式	単体試験		
	流量計 (開渠用)	精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
	(14) 圧力計	電気的特性試験		8(1)フロート式水位計に準ずる。
		耐圧試験		製造者基準による。

判定の方	ž	去		摘	要
警報動作を確認する。 (警報接点付の場合)					
8 (1) フロート式水位計に準ずる。					
入力(検出器圧力)の変化に対する出力精度を確認する。					
8 (1) フロート式水位計に準ずる。					
擬似入力(反射板等)に対する出力精度を確認する。					
8 (1) フロート式水位計に準ずる。					
擬似入力(反射板等)に対する出力精度を確認する。					
8(1)フロート式水位計に準ずる。					
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。					
試験流量に対する出力精度を確認する。					
8 (1) フロート式水位計に準ずる。					
試験流量に対する出力精度を確認する。					
8 (1) フロート式水位計に準ずる。					
所定圧力に対し漏れ等が無いことを確認する。					

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管		単体試験		
理制御		精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
水管理制御システム	(15) 雨量・雨 雪量計	機構動作試験		転倒枡が水滴入力に対してスムーズに転倒する こと。
		電気的特性試 験		8 (1) フロート式水位計に準ずる。
製作)		単体試験		
		ヒータ動作		設定温度でヒータが動作すること。
		精度試験		承諾図書に示された測定精度以内であること。
		気象庁検定品 の確認		気象業務法に基づく検定証書が添付されている こと。
	9 総合組合 せ試験	総合組合せ試 験		承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。

判 定 の 方 法	摘	要
入力圧に対する出力精度を確認する。		
転倒枡の機構動作を確認する。		
8 (1) フロート式水位計に準ずる。 なお、電源電圧変動試験は除く。 (雨雪量計の場合)		
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合) 雨量点滴入力に対する出力精度を確認する。		
気象業務法に基づく基準に適合していることを検定証書で確認する。		
理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、記録処理、表示処理(画面・操作卓等)、異常処理(装置・システム異常、停電復電処理)などが行えることを確認することにより、システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。	※ 水ス組トのて総験理ムせエ認試	削御体ソ機含

	機器名	項目	規格値 (mm)	判	定	基	準
71/2	1 情報処理	単体試験					
管	設備						
理	(1) データ処	電源電圧測		定格電圧の±10	%である	こと	
制細	理装置	定		/еп.в 1	, o (o) D	0	
シ	(2)表示記録	<i>/</i> _					
ステ	端末装置						
水管理制御システム	(3) サーバ装						
	置置						
(据付)	(4)入出力処						
1)	理装置						
	(5) プリンタ						
	(6) 時計装置	77 (1-2 PEV		1 (1) - 2		ロージ#: ユニフ	
	2 監視操作	単体試験		1 (1) データ	处埋装直	に作する	0
	設備						
	(1)操作卓						
	(2) 監視盤						
	(グラフィ						
	ックパネル						
	及びミニグ						
	ラフィック						
	パネル)						
	(3) 大型表示						
	装置						
	(4)警報表示						
	盤						
	(5) 監視操作	単体試験		1 (1) データ	処理装置	に準ずる	0
	端末装置						
	3 情報伝送	単体試験					
	設備						
	(1) テレメー	電源電圧測		定格電圧の±10	%である	こと。	
	タ及びテ	定			,	_0	
	レメー	回線レベル		伝送回線のレベ	ルは承討	関書にえ	
	タ・テレコ			以内であること。		пш д (- ⁄ ,	Chorcognine
	ントロー	p. 4970		20110000000	0		
	ル装置						
	(TM 及び TM						
	・TC 装置)						
	(2) 入出力中						
	継装置						
	(3)機側伝送						
	(3) 機則四达 装置						
	(4)対孫局中						
	継装置						
	(5)孫局装置						

判定の方法	摘	要
電源端子部の電圧を測定し確認する。	-	
1 (1) データ処理装置に準ずる。		
1 (1) データ処理装置に準ずる。	-	
電源端子部の電圧を測定し確認する。	_	
レベルメータ等を使用し、送信、受信レベルの測定を行い確認する。 なお、TM、TM・TC 装置、データ転送装置等を対象とする。	-	

	機器名	項	目	夫	見格値 (mm)		判	定	基	準
水管理制御システム(据付)	4 メ放備 (1) ア イ (1) ア イ (1) ア イ (2) 装 報視 装)装 下 人 (2) 装 報視 装)装 ア (2) 装 報視 装)装 ア (3) 装 で (3) 装 で (3) 装 で (3) 乗 (4) 乗 (4) 乗 (5) 乗 (5) 乗 (6) 乗 (7) 乗	単体試験 電源電 定 組合せ記	電圧測	, t		定格電圧	Eの±10%	んである	こと。	でいること。
	制御盤 イ サイレン (4) 拡声装置 ア ホーカ イ 集音 イ イク (6) 回転灯									
	5 無線設備 (1)無線装置	単体試験								
	(+/ MYPNAXIE.	験	寺性試 寺性試	イウエ	スプリアン 70MHz 1 mW 以	数 で指定され 容偏差 ± 5×10 ± 3×10	⁶ 以内 ⁶ 以内 こ こ を を を を を を を を を を を を を を を を を	女	こと。 なお、そ	範囲内である の他の項目は 対格値の範囲 こと。

	判 定	Ø	方	法	摘	要
電源端子部の電圧を測定	*1 確認士ス					
なお、テレメータ監視局		見測局装置	を対象と	さする。		
テレメータ観測システム 作・表示、外部出力、通						
電源端子部の電圧を測定		m v ·	. ц.и	60. J. 1. P. 3. 3. 1.		
なお、放流警報制御監視 放流警報システムを構成	するすべての装置	を組合せて	、呼出)	し、警報制御・!		
表示、外部出力、通話機	能など放流警報シ	ステムの動	作を確	認する。		
試験成績書により次に項		対よって				
ア 送信出力	日の記場界記述と単	前 公り る。				
イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差						
エ スプリアス発射強度 オ 最大周波数偏移	:					
カ 標準変調入力レベル						
キ 局部発振周波数許容 ク 送信機入力レベル	·偏 <u>走</u>					
ケ 受信機出力レベル						
コ 受信入力電圧(S/N	比)					

	機器名	項目	規格値 (mm)	判定	基準
水管理制御システム(足		通話試験	場合は2 オ 最大周波数 70MHz	以下、ただし、1Wの 25 µW以下とする。 数偏移 ± 5 kHz 以内 ±2.5kHz 以内 対向で音声が明瞭に通	話できること。
(据付)	(2) 移動無線 装置	単体試験			
		送信特性試 験及び受信 特性試験	イ 送信周波教 承諾図書 ウ 周波数許和 150MHz エ スプリアン 1mW 以下	で指定された周波数 容偏 <u>差</u> ±10×10 ⁻⁶ 以内	規格値の範囲内であること。 なお、その他の項目は 製造者の規格値の範囲 内であること。
_		通話試験	7 200 014100	対向で音声が明瞭に通	話できること。
	(3)無線中継 装置	単体試験			
		電源電圧測 定		定格電圧の±10%であ	ること。
		組合せ試験		承諾図書に示された仕	様を満足していること。
	6 CCTV 設備 (1)CCTV 装置	単体試験		1 (1) データ処理装	置に準ずる。
	(2)操作器(3)カメラ制 御装置(4)カメラ装 置	組合せ試験		承諾図書に示された仕	様を満足していること。
	7 電源設備 (1) UPS 電源 装置 (汎用品)	単体試験			理基準、第8章電気設備、 SUPS 電源装置に基づき実
	(2) 耐雷トラ ンス	単体試験			
		電圧測定		承諾図書に示された仕	様であること。
	(3)直流電源 装置 [DC12 及び 24V]	単体試験			理基準、第8章電気設備、 UPS 電源装置に基づき実

判定の方法	摘	要
親局と子局(対向局)での通話状態を確認する。		
試験成績書により次に項目の試験結果を確認する。		
ア 送信出力 イ 送信周波数 ウ 周波数許容偏差 エ 最大周波数偏移		
オースプリアス発射強度		
基地局と移動局間又は移動局間(対向局)での通話状態を確認する。		
電源端子部の電圧を測定し確認する。		
テレメータ観測システム又は放流警報システムと組合せ中継起動/停止、送信機の手動・自動 切換、状態監視など総合動作を確認する。		
1 (1) データ処理装置に準ずる。		
CCTV 設備を構成するすべての機器を組合せて、システムとしてカメラ選択、ズーム(望遠/広角)、フォーカス(遠/近)、アイリス動作、ワイパー操作、旋回操作、プリセット操作、投光器制御、集音の動作を確認する。		
耐雷トランスの一次側、二次側の端子部の電圧を測定し確認する。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管	(4)太陽電池 電源装置	電気的特性試 験		
増制御		電圧測定		承諾図書に示された仕様であること。
水管理制御システム		電流測定		承諾図書に示された仕様であること。
	8 計測設備 (1) フロート	単体試験		
(据付)	式水位計 (ポランショ式)	電源電圧測 定		定格電圧の±10%であること。
	(2) 式(シノフル位式) (3) 式がジフル位式(3) 式がジフル位式(4) 式ががフル位配式(5) 位は、10) 位までは、10) 水(10) 水(10) では、10) 水(10) では、10)	調整試験		ゼロ点に調整されていること。又は測定値が現在水位値に合致していること。
	(11) 電磁式流 量計	単体試験		
	(12) 超音波式 流量計	電源電圧測 定		定格電圧の±10%であること。
	(管路用) (13) 超音波式 流量計 (開渠用)	調整試験		ゼロ点に調整されていること。又は測定値に対す る信号出力が適正に出力されていること。

判定の方法	摘	要
出力電圧を測定する。		
出力電流を測定する。		
電源端子部の電圧を測定し確認する。		
調整した結果を量水標等により確認する。		
電源端子部の電圧を測定し確認する。		
流れが無い時にゼロ点調整を確認する。		
なお、流れをゼロにできない場合は、測定値に対する信号出力で確認する。		

	機器名	項目	規格値 (mm)	判 定 基 準
水管	(14) 圧力計	単体試験		
理制御		電源電圧測 定		定格電圧の±10%であること。
水管理制御システム		調整試験		ゼロ点に調整されていること。
ム (据付)	(15) 雨量・雨 雪量計	単体試験		
付		ヒータ動作		設定温度でヒータが動作すること。
		電源電圧測 定		定格電圧の±10%であること。
		調整試験		一定量の水を入れて転倒枡が1mm又は 0.5 mmカウントすること。 転倒枡の動作により接点信号が出力されること。
	9 試 験 (1) 一般試験	絶縁抵抗測定		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 4 試験に準ずる。
		接地抵抗測定		施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、 4 試験に準ずる。
	(2)総合組合 せ試験	総合組合せ試 験		承諾図書に示されたシステム機能仕様を満足していること。
	(3)総合試運 転	総合試運転		総合組合せ試験後、親局設備より手動、設定値、 自動制御等の遠隔、遠方操作又は各種設定値条件 を入力し、子局設備の動作が正常であること。

判定の方法	摘	要
電源端子部の電圧を測定し確認する。		
圧力が無い時にゼロ点調整を確認する。		
設定温度でサーモスタットがオンとなりヒータが動作すること。 (雨雪量計の場合)		
電源端子部の電圧を測定し確認する。		
転倒枡が正常に動作することを確認する。		
施設機械工事等施工管理基準、第8章電気設備、4 試験に準ずる。 電源及び現地施工の入出力ケーブルの絶縁抵抗を測定する。 ただし、装置間ケーブルは除く。 接地種別ごとの接地抵抗値を測定する。 水管理制御システムを構成するすべての機器を組合せて、システムとして管理項目表に示す入 出力処理、演算処理、制御処理、状態監視・警報処理、記録処理、表示処理(画面・操作卓等)、 異常処理(装置・システム異常、停電・復電処理)などが行えることを確認することにより、 システムの操作・制御、監視、記録、表示、異常処理などの動作を確認する。 子局設備の動作が正常であることを確認する。	※ 水ス組トのて※水ス対め確総試管テ合ウ確行総管テ象で認合験理ムせエ認う合理ム施行戦	制全てアを豫運制と設う御体ソ機含。転御管を動シをフ能め、シ理含作